名古屋市緑区「認知症の方にやさしい店」登録事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この事業は、認知症になっても住み慣れた環境で、本人が望む暮らしを続けることができるように、認知症の方が地域の中で安心して買い物等ができるよう支援していただける店舗等を「認知症の方にやさしい店」(以下「お店」という。)として登録する事業(以下「登録事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象となるお店)

- 第2条 前条の趣旨を満たし「お店」として登録していただく店舗等は、認知 症サポーター養成講座を当該店舗等の代表者又は従業員の一人以上が受講を したものとする。
- 2 医療機関は、「認知症サポート医」および「もの忘れ相談医(登録かかりつけ医)」が所属する場合は「お店」として登録することができるものとする。

(申込み等)

- 第3条 「お店」として登録していただく店舗等の代表者等(以下「申込者」という。)は、「認知症の方にやさしいお店」登録(登録・変更・辞退)申込書を、緑区地域包括ケア推進会議認知症専門部会部会長に提出する。
- 2 緑区地域包括ケア推進会議認知症専門部会部会長は、前項の規定による申込みを受けた時は、前条の要件を満たすと認める時は、「お店」として登録する。
- 3 緑区地域包括ケア推進会議認知症専門部会部会長は、前項の登録をした時は、 申込者に対し次に掲げる事項を行うこととする。
 - (1)登録証の交付
 - (2) 緑区認定ステッカー(店舗内に掲示する)の交付
 - (3)緑区地域包括ケア推進会議ホームページへの掲載(掲載はお店の任意とする)

(表示)

第4条 「お店」は、認定ステッカーを掲示することができる。

(登録の変更等手続)

- 第5条 「お店」は、登録内容を変更しようとする時、又は登録を辞退しようとする時は、「認知症の方にやさしい店」登録(登録・変更・辞退)申込書を緑区地域包括ケア推進会議認知症専門部会部会長に提出する。
- 2 辞退又は次条の規定により解除された登録店は、登録証と緑区認定ステッカーを返却することとする。

(登録の解除)

第6条 緑区地域包括ケア推進会議認知症専門部会部会長は、登録店が第1条 の趣旨や、第2条の要件を満たさないことが明らかになった時は、登録を解除し、「認知症の方にやさしい店」登録解除通知書により通知するものとする。

(台帳の整備)

第7条 緑区地域包括ケア推進会議認知症専門部会部会長は、登録事業について、登録店の名簿等その他必要な記録を整備するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第8条 「お店」は、認知症高齢者の見守り支援に関して知り得た個人の情報 を本登録事業の登録中または登録解除後においても、第三者への提供及び本 登録事業実施以外の目的について使用してはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、登録事業の実施に関し必要な事項は、 緑区地域包括ケア推進会議認知症専門部会部会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。
- この要綱は、平成29年 8月30日から施行する。